

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案の骨子

環境省、経済産業省、財務省、厚生労働省、農林水産省

．省令案の骨子

1．再商品化に現に要した費用の総額の算定方法

改正後の容器包装リサイクル法(以下「法」という。)第10条の2の再商品化に現に要した費用の総額は、特定分別基準適合物ごとに、毎年度における指定法人又は認定特定事業者が市町村から引渡しを受けた特定分別基準適合物の再商品化に必要な行為に現に要した費用(指定法人又は認定特定事業者が当該行為の全部又は一部を委託した場合にあっては、当該委託に係る費用を含む。)の額とする。

2．再商品化に要すると見込まれた費用の総額の算定方法

法第10条の2の再商品化に要すると見込まれた費用の総額は、特定分別基準適合物ごとに、その再商品化の手法ごとに毎年度における第一号に掲げる量に第二号に掲げる単価を乗じて得た額を合算して得られる額とする。

- (1) 指定法人又は認定特定事業者が市町村から引渡しの申込みを受けた特定分別基準適合物の年度ごとの量(いわゆる想定量)
- (2) 特定分別基準適合物の再商品化の手法ごとに過去一定年間における平均単価を基礎として主務大臣が定める再商品化単価(いわゆる想定単価)

3．各市町村に対して支払う金銭の額の算定方法

法第10条の2の各市町村の再商品化の合理化に寄与する程度を勘案して主務省令で定めるところにより算定される額は、特定分別基準適合物ごとに、再商品化に要すると見込まれた費用の総額から再商品化に現に要した費用の総額を控除して得られる額の二分の一の額に、各市町村ごとにそれぞれ(1)及び(2)に掲げる率を乗じて得た額を合算して得られる額とする。

- (1) 当該各市町村が、その分別収集により分別基準適合物の品質の向上を通じた再商品化の合理化に寄与すると認められる市町村として主務大臣が定めるものに該当する場合にあっては、当該各市町村から引渡しを受けた特定分別基準適合物の量をこれらの各市町村から引渡しを受けた特定分別基準適合物の量を合算して得た量で除して得られる率に〇・五を乗じて得た率
- (2) 当該各市町村ごとに に掲げる額から に掲げる額を控除して得た額(当該額が零以下である場合は零)を算定し、当該額をこれらの各市町村ごとに算定した額を合算して得た額で除して得られる率に〇・五を乗じて得た率

特定分別基準適合物の再商品化の手法ごとに毎年度における指定法人又は認定特定事業者が当該各市町村から引渡しを受けた特定分別基準適合物の年度ごとの量に 2．(2)に掲げる単価を乗じて得た額を合算して得られる額

毎年度における指定法人又は認定特定事業者が当該各市町村から引渡しを受けた特定分別基準適合物の再商品化に必要な行為に現に要した費用(指定法人又は認定特定事業者が当該行為の全部又は一部を委託した場合にあっては、当該委託に係る費用を含む。)の額

4．各市町村に対する金銭の支払の期限

指定法人又は認定特定事業者は法第10条の2の規定により各市町村に対して金銭を支払うときは、各市町村から特定分別基準適合物の引渡しを受けた年度の次年度の九月末日までに当該各市町村に対して金銭を支払わなければならないこととする。

5．指定法人又は認定特定事業者の帳簿記載事項の追加

法29条に規定する指定法人の帳簿記載事項及び法38条に規定する特定事業者の帳簿記載事項として、市町村から引渡しを受けた特定分別基準適合物の再商品化をする場合には、当該再商品化についての(1)から(3)までに定める事項を追加する。

(1) 上記1．の額

(2) 上記2．の額、2．(1)の量

(3) 上記3．の額、3．(1)及び(2)の率、3．(2) 及び の額

6．その他所要の改正

4．の改正に伴い、特定事業者の再商品化義務の履行期限等を、「再商品化をする年度の次年度の九月末日まで」に、指定法人との再商品化契約に基づく自らの債務を履行しなければならないこととする。

．施行期日

平成20年4月1日

特定容器製造等事業者に係る特定分別基準適合物の再商品化に関する省令の一部を改正する省令案の骨子

環境省、経済産業省

．省令案の骨子

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則の改正に伴い、特定事業者の再商品化義務の履行期限等を、「再商品化をする年度の次年度の九月末日まで」に、指定法人との再商品化契約に基づく自らの債務を履行しなければならないこととする。

．施行期日

平成 20 年 4 月 1 日